令和８年度 社協会員加入のお願い

社会福祉協議会は、地域福祉を町民の皆様とすすめる、非営利の民間福祉団体です。

毎年、町民の皆様にご協力いただいております社協会員募集活動が、７月からはじまります。

社協会員とは、社協の事業にご理解いただき、資金面で支えてくださる「地域福祉のサポーター」です。

会 費 の 種 類

一般会費（個人・世帯等）	1口 1,000円
団体会費（法人企業・諸団体）	1口 3,000円
特別会費（法人企業・個人・世帯等）	1口 5,000円

※７月からの会員募集にあたり、６月下旬から自治会長様宅に社協職員がお伺いし、会員募集についてご説明させていただきますので、ご協力をお願いします。

※詳細につきましては松伏町社会福祉協議会までお問合せください。

社協会員のサービス！

福祉機器レンタルできます！

○車いす
（在宅で必要とする方。介護保険要介護２以上の方は除く）
○福祉車両（エブリィワゴン・NBOX）

紙おむつを受け取れます！

在宅介護の方に限ります

○高齢者（介護保険要介護３以上）の方
○障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている方

歳末たすけあいの申請ができます！

詳しくは９月号でも、お知らせします

○高齢者世帯等へ大掃除の支援をします。
○ひとり親家庭に図書カードを助成します。（10ページ参照）
○新生児のいる世帯に絵本を助成します。（10ページ参照）

会 員 加 入 申 込 方 法

①②どちらかの方法でご加入を受付けております。

①自治会を通して加入されている方

自治会へ７月頃会員募集のお願いに伺います。その際に加入申込書にて加入をお願い致します。

※詳細につきましては松伏町社会福祉協議会までお問合せください。

②それ以外の方（自治会未加入の方等）

自治会未加入等の方でご加入いただける方については左のハガキに必要事項を明記の上、ポストに投函してください。

社協職員が連絡の上、ご自宅等にお伺いいたします。

※このほか直接社会福祉協議会窓口（松伏町ふれあいセンターかがやき２階）にて加入を受付いたします。

問合せ：松伏町社会福祉協議会（TEL：048-991-2700）

◀新規申込み用はがき 切り取ってご使用ください。

料金受取人払郵便

吉川局承認

566

差出有効期間
令和９年３月
31日まで
郵便切手は不要

〒343-0190

松伏町大字松伏357番地

松伏町社会福祉協議会
令和８年度 社協会費担当 行

お名前	ふりがな
電話番号	（　　）
ご住所	〒

一般会員　1口　1,000円 □	◀チェックをお願いします	口
特別会員　1口　5,000円 □		口

※ご記入いただいた個人情報は、松伏町社会福祉協議会に関する業務の目的以外には利用しません。

※自治会を通して社協会員に加入されている方はハガキでの申込は不要です。

この「社協だより」は、皆さまの社協会費や共同募金配分金などにより発行されています。